

# 4.

## 広告表示に際しての留意点

**Q13** 当社の製品は、公的機関における検査を経たものですが、その旨を表示することは可能ですか？

[関連通知②第4の1参照]

Answer  
1

医療・薬事・健康増進等、国民の健康増進に関連する事務を所掌する行政機関（外国政府機関を含む。）や研究機関等による認証、推薦等を取得している旨を表示している場合において、その認証等の制度が実在しない場合やその認証等の制度の趣旨とは異なる趣旨により表示することにより、健康保持増進効果等が認証等を受けたものと誤認させる表示となる場合は「事実に相違する」又は「人を誤認させる」表示に該当します。

Answer  
2

例えば、公的機関において実施された検査等が、製品の安全性や品質に係るものであるにもかかわらず、その食品の健康保持増進効果等があたかも公的機関によって認められたものであると誤認させるような表示をすれば、これらの表示に該当します。

Answer  
3

また、食品の輸入に当たって、厚生労働省が個別の許可を行う制度は設けられていないにもかかわらず、輸入の届出を行っていることをもって「厚生労働省輸入許可」といった表示を行うことも同様に判断されます。

**Q14** 販売する商品は特許を取得していますが、その旨を表示する場合に留意すべき点を教えてください。

[関連通知②第4の2参照]

Answer  
1

健康保持増進効果等に関する広告等において、特許番号を表示（特許申請中等を含む）している場合には、通常、その特許が当該健康保持増進効果等に関係し、又はその健康保持増進効果等が認められたものであると認識することとなると考えられます。

Answer  
2

このため、その特許が当該健康保持増進効果等と明らかに関係しない場合や、認められた特許表示の内容に相当する健康保持増進効果等が実際には得られない場合は、「事実に相違する」又は「人を誤認させる」表示に該当する可能性があります。